

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	石 塚 智 大
登録番号又は法人番号	1 6 0 8 2 2 5 7
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	ア行政書士オフィス
事務所所在地	東京都豊島区池袋 2-1 3-4 天翔池袋西口ビル 301
処分年月日	令和 8 年 7 月 3 0 日（理事会議決日）
処分内容（種類）	訓告（東京都行政書士会会則第 2 3 条第 1 項第 1 号）
上記処分をした理由	被処分者は、依頼者より「婚姻手続業務」及び依頼者との婚姻により夫となる者の「在留資格認定証明書交付申請業務」（以下「本件業務」）を受任した。 その後、本件業務は不交付処分となり、被処分者は依頼者に対し本処分に関する結果の報告を速やかに行わず、これは、公正、迅速にその業務を取り扱うべき会員の義務に違反している（東京都行政書士会会則第 2 0 条）。 本件業務における「理由書」の作成について、被処分者が申請にかかる書面に事実と相違する誤った内容を記載し提出したことは、過失であったとしても不適切な行為であり、反省すべきことである。これが本件業務の不交付処分の原因とはなっていないと思料されること、さらに被処分者は上記処分理由の事実を認め反省の弁を述べており、業務体制を整えるなど対策を講じている点を考慮すると、情状を斟酌することができる。 また、本件業務について依頼者より苦情申立ての手続きが行われたが、被処分者は苦情解決支援委員会の面談の要請に対し、書面による回答等をするのみで面談に応じることはなく、依頼者との間で訴訟が係属されたことから支援手続は終了した（苦情解決支援委員会規則第 1 4 条）。苦情解決支援委員会による苦情解決支援手続に対応していれば、事態の悪化を防ぐことができた可能性もある中で、同委員会の調査に応じることなく依頼者からの苦情に対し誠実に対応せず、会員の責務を果たすことを怠ったものと言わざるを得ない（東京都行政書士会会則第 1 8 条、東京都行政書士会苦情解決支援委員会規則第 1 2 条）。 上記の処分理由により、訓告処分とする。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	一 行政書士法第 1 3 条（会則の遵守義務） 二 東京都行政書士会会則第 1 8 条（会員の責務等） 三 東京都行政書士会会則第 2 0 条（業務の公正保持） 四 東京都行政書士会苦情解決支援委員会規則第 1 2 条（対象会員の義務）